

明和町分別収集計画

平成23年 1 月 6 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町においては、施設を保有していないため、廃棄物処理について厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	579 t	574 t	569 t	565 t	560 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

当町は効率的な分別収集を実施するために、分別収集体制等の整備による容器包装物の回収率向上や町民、事業者のごみ処理意識の向上に努める。

また、当町環境保健委員によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルへの取組みなどあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大や最終処分場のひっ迫、ごみ処理に関する軽費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・買い物袋の持参の普及推進

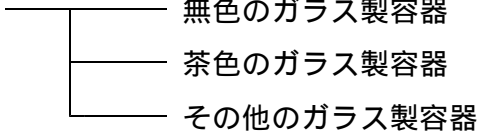
館林・板倉・明和のマイバックキャンペーン実行委員会及び構成1市2町で主催するマイバックキャンペーンの実施を通して、繰り返し使用が可能な買い物袋使用の普及啓発を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用を推進する。

・町民の利用しやすい容器包装物等の集積場所等のあり方等について検討して容器包装物の回収率向上に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">  </div>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(第8条第2項第4号)

品目	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	30 t		30 t		30 t		30 t		30 t	
主としてアルミ製の容器	12 t		12 t		12 t		12 t		12 t	
無色のガラス製容器	(合計) 26 t		(合計) 25 t		(合計) 25 t		(合計) 25 t		(合計) 24 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 26 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 25 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 25 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 25 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 24 t
茶色のガラス製容器	(合計) 39 t		(合計) 38 t		(合計) 38 t		(合計) 38 t		(合計) 37 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 39 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 38 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 38 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 38 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 37 t
その他のガラス製容器	(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 12 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 12 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 12 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 12 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 12 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		4 t		4 t		4 t		5 t	
主として段ボール製の容器	70 t		72 t		74 t		76 t		78 t	
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又はしゅうゆいその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 29 t		(合計) 31 t		(合計) 33 t		(合計) 35 t		(合計) 37 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 29 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 31 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 33 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 35 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 37 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 33 t		(合計) 35 t		(合計) 37 t		(合計) 39 t		(合計) 41 t	
	(引渡)量 33 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 35 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 37 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 41 t	(独自処理)量 t
うち白色トレイ	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

平成18年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の基礎データと平成21年度までの実績を考慮して算定した。本計画策定以降の新規取り組みにより収集量の実績が増加した品目については、実績値をもとに算定した。

なお、当町の人口は減少傾向にあるものの分別収集見込み量の算定にあたり、特定分別基準適合物等の回収率及び回収実績から人口変動率は考慮していない。

詳細は、別紙のとおり。

また、人口は、平成20年3月に群馬県県土整備部都市計画課から示された都市計画人口フレームの数値をもとに推計し、次のとおり設定した。

平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
11,488 人 (対前年度) 0.5%	11,431 人 (対前年度) 0.5%	11,374 人 (対前年度) 0.5%	11,317 人 (対前年度) 0.5%	11,260 人 (対前年度) 0.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子供会等による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器や段ボール製容器包装については、引き続きこれらの団体の分別収集と町の回収を併行して実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第 8 条第 2 項第 6 号）

施設の整備については予定していないので、当面は、業者に収集運搬及び中間処理を委託し、従来の分別収集方法により処理する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第 8 条第 2 項第 7 号）

- ・ごみの減量化を図るため、ごみ減量化器具の購入者に対しての助成を継続して実施する。また、子供会等による集団回収を促進するため、助成金の交付を引き続き行う。
- ・分別収集の徹底を図るため、各収集所において町環境保健委員による立会指導を従来どおり実施する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。